資料５

令和８年１０月２１日
広域医療局

関西広域連合管内のドクターヘリの運航について

１．ドクターヘリの現状等について

【京滋ドクターヘリ】

○　運航体制を補完するため、
岐阜県と「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定」締結（10/29）
※10/19 資料提供（別紙１）

【大阪府ドクターヘリ・徳島県ドクターヘリ】

ヘリ名称	運航期間	運航会社
徳島県ドクターヘリ	6/8～8/10	静岡エアコミュータ（株）
	12/1～2/28	セントラルヘリコプターサービス（株）
大阪府ドクターヘリ	8/24～ 約１年間（予定）	エアロトヨタ（株）

【兵庫県ドクターヘリ・３府県ドクターヘリ】

○　兵庫県において、救急医療の関係者等と連絡・調整を行い、「８月」以降、
臨時的に、整備士に代わって操縦士を同乗者とする運用（２パイロット制）を開始し、
「９月」以降、運航停止を回避

２．国等の動きについて

国等	月日	内容
厚生労働省	9/30	「救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会」中間とりまとめ（別紙２） ※今後も実態把握、調査・分析を進め、検討会において議論を行う

３．今後の対応について

○　引き続き、国と連携し、構成府県とともに、
全国の航空運送事業者とドクターヘリの運航について、調整・交渉
また、関係府県と連携し、運航停止期間中のカバー体制等を調整

○　「救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、
随時、厚生労働省と情報共有・意見交換

別紙１

関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

資料提供			
月日(曜日)	担当課	電話番号	担当者
10 月 19 日(月) 14 時	関西広域連合広域医療局救急・災害医療対策課 (徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室)	088-621-2399	橋本・東

「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定」の締結について

岐阜県と関西広域連合は、県境を越えた救急医療体制の強化を目的として、「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定」を締結いたします。

つきましては、本協定の締結にあたり、次のとおり協定締結式を執り行いますのでお知らせいたします。

１．日　時　　令和８年 10 月 29 日（木）10 時 00 分から

２．場　所　　ANA クラウンプラザホテル富山　４階　孔雀の間

（富山県富山市大手町２番３号）

３．出席者　　関西広域連合広域連合長　三日月 大造

岐阜県知事　江崎　禎英

４．調印式次第

（１）出席者紹介
（２）協定概要説明
（３）協定書締結
（４）挨拶
（５）記念写真撮影

５．主な協定内容

① 相互応援運航範囲

- 岐阜県ドクターヘリ：　滋賀県湖北地域、湖東地域及び東近江地域
- 京滋ドクターヘリ：岐阜県西濃地域

② 出動要請対象

上記地域において、緊急に高度救急医療を要する患者が発生した場合

（自地域で運用するドクターヘリが既に出動している場合又は何らかの事情で出動できない場合）

③ 費用負担

利用実績に応じ、要請側が費用を負担

６．運航開始時期　　令和９年４月１日（木）

別紙２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会
中間とりまとめの概要

厚生労働省医政局　地域医療計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会
中間とりまとめの概要

１．はじめに

- 救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）やドクターカー等は、救急現場における早期の医療介入や患者の迅速な搬送を通じて、地域の救急医療提供体制を支えている。一方、近年、一部地域でドクターヘリの運航休止や運航事業者の確保が困難となる事案が生じている。また、人口構造や地域の医療提供体制の変化、人材・機体の確保等を踏まえ、安全で持続可能な救急医療搬送体制を確保する必要がある。
- このため、本年７月に設置された本検討会において、医療、航空、消防、都道府県等の関係者からヒアリングを行い、現状と課題について議論してきた。
- 本中間とりまとめは、現時点で明らかとなった課題、当面対応すべき事項及び中長期的に検討すべき事項を整理するものであり、さらなる実態把握や検討を要する事項については、調査・分析等を進めた上で、引き続き本検討会において議論を行うこととする。

２．救急医療搬送体制におけるドクターヘリに係るこれまでの経緯

- 我が国の救急搬送は消防機関を中心に発展してきたが、重症患者への早期医療介入を目的として、平成11年度からドクターヘリの試行事業が開始され、平成13年度には国の財政支援制度が創設された。
- 平成19年には救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が制定され、都道府県の医療計画への位置付けや財政支援の枠組みが整備され、全国的な導入が進展した。
- ドクターヘリは平時の救急医療に加え、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等の大規模災害時にも重要な役割を担ってきた。
- 近年は、交通事故や重症外傷の件数は減少傾向にある一方、高齢化に伴う内因性疾患への対応や、医療機関の機能分化・集約化等に伴う広域的な患者搬送の重要性が高まっている。
- 令和７年度以降、一部地域で運航休止が生じたことを踏まえ、近隣都道府県との連携や、臨時的な２パイロット運用等により、運航休止時の救急医療搬送体制を確保する取組が行われている。

3．ドクターヘリの出動・運航に関する背景等

- ドクターヘリは、医療・航空・消防関係者、都道府県等の連携により運用され、救急現場への出動や施設間搬送等を通じて、地域の救急医療を支えている。
- 運航事業者は、航空法に基づく航空運送事業の許可を受け、認可された運航規程・整備規程に基づき、安全の確保を図りながら運航している。
- ドクターカー、消防防災ヘリ、救急車等も地域の救急医療搬送を担っており、ドクターヘリとは地域の実情に応じて相互に補完する関係にある。

4．救急医療搬送体制に関する課題と論点

- これまでのヒアリング及び議論を踏まえ、救急医療搬送体制に関する現状、課題及び主な意見を整理する。

運航休止が生じている地域をめぐる対応	• 短期的対応として、近隣都道府県のドクターヘリ、消防防災ヘリ、ドクターカー等と連携し、運航休止時の救急医療搬送体制を確保する必要がある。 • 臨時的な２パイロット運用については、安全確保策、業務分担、不具合発生時の対応等を確認し、実施状況や安全確保上の課題等を把握した上で、中長期的な取扱いを引き続き議論する。 • 運航体制の変更に当たっては、現場の医療クルーを含む関係者への十分な説明と調整が必要である。
運航事業者の持続可能な事業運営や委託契約のあり方	• 機体価格等の上昇や老朽化等も踏まえ、運航に必要な経費の確保と機体更新への対応が課題である。また、代替機と予備機を区別し、突発的な機体不具合時にも搬送体制を維持するための考え方を整理する必要がある。 • 運航事業者の選定・委託契約に当たっては、価格だけでなく、安全管理、運航・整備体制の継続性、人材・機体の確保、情報共有体制及び公益通報制度を含む内部統制等を確認することが重要である。 • 都道府県による機体保有には、安定的な機体確保に資する可能性がある一方、責任分担、安全管理、維持管理、代替機の確保、運航事業者の変更時の対応等、制度面・実務面の課題がある。このため、広域連携や共同運用の推進との整合性を図った上で、現行の補助金等との関係を含む今後の取扱いについて、関係省庁間で早急に検討する必要がある。
操縦士・整備士等及び医療従事者の確保・養成・定着	• 操縦士・整備士等の高齢化や志望者の減少等を踏まえ、中長期的な人材の確保・養成・定着が課題であり、訓練環境の整備や運航事業者・委託者等による勤務環境の改善を進めるとともに、国や都道府県の関わり方を検討する必要がある。 • 関係省庁では、航空大学校を活用したヘリコプター操縦士の養成、自衛隊で整備業務に従事した人材の民間活用、奨学金制度等の検討・取組が進められており、これらの人材確保施策との連携、運航事業者等のニーズを踏まえた支援の検討が必要である。 • 安定的な運航には、操縦士・整備士等に加え、フライトドクター、フライトナース、基地病院の救急医・看護師等の確保も重要である。

4．救急医療搬送体制に関する課題と論点(続き)

広域連携や関係機関との連携手法	• 都道府県を越えた連携には、出動要請の方法、出動優先順位、指令系統、責任分担、費用負担等の課題があるため、相互応援協定や運航休止時のカバー体制の実効性を高め、各地域の搬送体制と広域連携を一体的に検討する必要がある。 • 消防防災ヘリについては、他の任務、機体・人員の確保状況、出動優先順位等も踏まえつつ、地域の実情に応じた補完的な活用を検討する必要がある。
ドクターヘリの安全確保に関するルール	• 運航体制や整備体制に関する基準等を検討する場合には、安全な運航の確保を最優先とする。 • 機体性能や整備技術等の進展を踏まえ、運航実績や安全上の事案等に関する情報を蓄積し、エビデンスに基づき、必要に応じて継続的に検討することが適当である。
ドクターヘリの出動要請基準及びドクターカー等との役割分担	• 地域によって異なる出動要請基準、出動件数、途中キャンセル、不応需等の実態を把握するとともに、早期の医療介入と要請精度の両面を踏まえ、各地域において出動要請基準を設定・見直す際の基本的な考え方を検討する必要がある。 • 迅速な医療介入に加え、医療機関の機能分化・集約化等に伴い広域搬送の重要性が高まっていることを踏まえ、ドクターヘリが今後担うべき役割を整理する必要がある。 • ドクターヘリ、ドクターカー、消防防災ヘリ、救急車等について、搬送需要、搬送距離、医療機関の配置、道路事情、気象条件等を踏まえ、搬送手段の効果的な組合せを検討する必要がある。

5．今後の方向性

【短期的な方向性】

- 運航休止が生じている地域における救急医療・患者搬送体制を確保するため、都道府県等による運航事業者の確保や、近隣のドクターヘリ、消防防災ヘリ、ドクターカー等との連携・協力が円滑に進むよう、国として必要な対応を行う。
- 運航事業者の選定・委託契約に当たって確認することが望ましい事項を整理し、都道府県等及び基地病院が参照できる形で示す。
- 都道府県による機体保有について、制度面・実務面の課題を整理し、広域連携や共同運用の推進との整合性を図った上で、現行の補助金等との関係を含む今後の取扱いについて、関係省庁間で早急に検討する。
- ２パイロット運用等の臨時的な対応については、安全な運航の確保を大前提として、実施状況や課題等を把握する。

【中長期的な方向性】

- 関係省庁の人材確保施策と連携し、関係省庁との情報共有、運航事業者等のニーズの把握及び必要な支援の検討を行う。
- 今後の救急医療搬送体制のあり方を検討するため、必要な実態把握・分析や調査研究を進める。その成果を踏まえ、2040年頃を見据えた医療提供体制の変化や地域の実情も考慮し、ドクターヘリが今後担うべき役割、都道府県を越えた広域連携、出動要請基準、他の搬送手段との役割分担、２パイロット運用を含む運航体制及び全国的な観点からの配置のあり方等について、引き続き検討する。